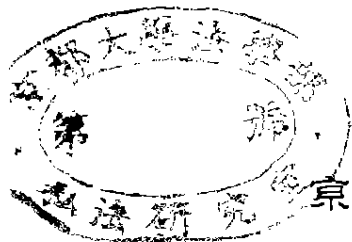


經濟論叢

第八十一卷 第四號

- 資本主義經濟の發展段階……………堀 江 英 一 1
- 創造的世界經濟學の世界史的基礎(二)
……………石 川 興 二 18
- 日本におけるメキシコドルの流入とその功罪(二)
……………小 野 一 一 郎 34
- 技術革新と生産規模……………山 田 保 53
-



昭和三十三年四月

京 郡 大 學 經 濟 學 會

日本におけるメキシコドルの

流入とその功罪 (二)

小野 一 郎

目 次

- はしがき
- 洋銀(メキシコドル)
- 二 開港と洋銀の流入(以上前号)
- 三 金貨の流出(本号)
- 四 幣制の改革
- 五 洋銀相場の問題
- むすび

三 金貨の流出

内外比価格差の存在、同種同量交換規定の存在からもたらされたものが、洋銀の流入と金貨の流出であったことは、あらためてのべるまでもないだろう。¹⁾ オールコックは有名な『大君の首都—日本における三年間』の中でつぎ

のようになる。

「爾余のすべての世界において、比価（金と銀との——小野）は凡そ一対十五位であった。日本においてはそれは一対三（五か。——小野）にすぎなかった。すなわち、日本では、一分銀四枚（重量において一メキシコドル三分の一に相当）で、金小判一枚——価値において、中国やその他のところでは十八シリング四ペンス四分の一、つまり上記銀量の三倍の値うちをもつ——を購入してきたのである。銀をもって金を購入するという単純な操作、そしてそれを一年に五、六回行うことによつて、かれらの資本を三倍ないし四倍にする方法を前にしては、かれら商人に、このような取引をはじめて、日本人に危惧や、敵意をよびおこすことの危険、不当を語つてもそれはいかに無駄なことだったろう！ それはちやうど風に向つて語るように無益なことであつただろう。人間性が誘惑に抵抗しえない限界があるとなつては思ふ。そして商人の人間性は、その貿易が不法のものであると否とにかかわらず、危険を冒すことなしに、一年内に二百パーセントの利益を六回以上も繰返すという確実な期待の前には、無力となることが予想されるだろう。……『商人達』は日本の金貨を購入し、それを中国に積出して取引するために一分銀を求めた。それによつてかれらは小判の価格が騰貴したときでさえ、最低の計算で百パーセントの利益を実現し、二ヶ月の間に彼等の資本を回転して、それを二倍にすることができた。かれらが一種の精神錯乱におそわれたのはなんら不思議ではない。貿易！ この取引に比べたならば、外国および日本の生産物の売買取引から生ずる利益などなんとみじめなものだったろう。百パーセントの利益を決して下らない銀と日本金貨との確実な交換に直面して、誰が相場下落の一切の危険をともなう茶や絹に目を向けただろうか。」（R. Alcock, *op. cit.*, vol. I, pp. 252—253.）

洋銀→一分銀→金貨という循環運動——投機取引はたんに外国商人に法外な利益をあたえたのみでは決してない。

外国商人が洋銀を一分銀にかえ、その一分銀をもって金貨(この場合投機取引の対象となつたものは金貨のうちで小判(一兩判)、一分判であった。同じく金貨であっても二分金、二朱金は悪鑄されており、当初殆ど取引の対象にならなかつたといわれる。遺藤 前掲論文(一) 史学雑誌 四十二編六号)を直接手に入れたのではなく日本商人⇨金貨売込商人の手をへて行われたからである。それゆえ、投機差益の一部はこれら日本の投機商人にも分ちあたえられるものであつた。それは外国商人としても、居留地貿易という限定された枠のなかで、大規模な貨幣取引を行うためには、これら商人を媒介とせずしては取引を行いうるものではなく、また一方国内の投機商人がこのような差益に無関心である筈もなかつたからであつた。幕府の金小判の他国への売渡禁令にもかかわらず、これらの商人の暗躍は活潑に行われ、幕府の高官すらこれに加わつていたといわれる。(遺藤、同上論文)なお嶋田三郎 開国始末四六五―四六七ページ参照)

むろん、この投機取引の循環運動は円滑な道程を歩んだわけではない。困難は二つの経路の中にあつた。まづ国内的には洋銀⇨一分銀への転換と一分銀⇨金貨への転換。さらに外部的には、金貨の中国市場(香港・上海市場)での売却つまり金貨⇨洋銀への転換の中にもあつた。貨幣輸送・保管の問題を除外しても。

洋銀の一分銀同位流通は同種同量通用という規定にもかかわらず、事実上困難であり、また同種同量交換、つまり洋銀の一分銀への転換もまた当初はのちにのべるような事情によつて困難であつた。それゆえ、洋銀から金貨への直接的転換はほとんど存在の余地をもたなかつたのである。

そもそも洋銀の同種同量通用規定が事実上空文に帰したのは、つぎのような事情にもとづいている。すなわち、洋銀の不整一性と古一分銀に比しての品位の低位、一方古一分銀の量目・品位の良質、国内における一分銀の使用慣習の存在は洋銀不信の念をいだかしめ、洋銀の一分銀同位流通つまり一ドル三分通用を阻止したのである。幕藩

体制下において組織されたわが国の貨幣制度は、変態的であつたとはいへ、当時の商品経済の要求に合致し、また幕府による採掘・鑄造権の完全独占・統一によつて、爾余の東洋諸國に比して、はるかに整備された状態におかれていた。アープスノットはこの点をつぎのように評価している。「歐洲人の見地をもつてすれば、真に奇異なる感があるとはいへ、彼等は支那人と異つて仲々どうして慎重に計画された貨幣制度をもつものであることがわかつた。その制度は歐洲人には奇異であつても、日本國內の欲求には良く合致したものであつたらしい。彼等の貨幣はロンドンでは造ることの出来ない分析表の下に鑄造され、而して東洋諸國に於ける貨幣に普通見受けられるものよりも遙かに多分の統一性をもつものだ。」(高橋前掲論文上 史学十七卷二号)この統一性こそ鑄造技術の相対的な低位にかかわらず、品位の良質とあいまって洋銀を排除した最大の原因であらう。

およそこれらの理由によつて、当時わが國においては銀秤量貨幣制とともに定位銀貨体系が存立し、またそれゆゑに定位貨たる一分銀は地金価値プラス造幣費用よりはるかに高い鑄貨価値をもちえたのであり、洋銀は市場において、当初地金として以外に、一分銀に對することができず、したがつて、洋銀は中國におけるごとく國內流通に直接的に入りこみえなかつたのである。一分銀との等価値性を確保しえず、國內流通にも用いられず、さらにのちにみるように貿易通貨としての使用も阻害された洋銀がどうして金貨に直接轉換できようか！ 当時すでにスペインドル＝カロラズドル(主として旧メキシコドル)に代つて極東における國際的通貨となり、東亜各地域において國內流通に入りこみ、ないしは國內における標準的通貨としてさえ使用され、それゆゑに地金価値以上の価値さえもちえた洋銀も、また以上のことを意圖されたにもかかわらず、たんに条約条項における同種同量通用だけでは、爾余の諸國におけると同じ機能を果たすことはできなかつたのである。東亜の近代史に占めるわが國の特殊な位置はここ

にも、つまり幕府体制下の幣制の特異な統一性と強固さのなかにも、はつきりとそれをみる事ができるのである。事態がもしこのまま存続したならば、比価格差を利用する投機取引は存在の余地をもたなかったにちがいない。けれども、事態は別の局面から、投機取引への道を清掃した。

洋銀の国内直接通用の阻害されたことは、おのずから洋銀→一分銀転換の必要を生ぜしめるものであった。ところで洋銀の国内不流通つまり洋銀の一分銀との同種同量通用を阻害し、洋銀→一分銀への転換を必須化させた事情は、逆説的でない方であるが、洋銀から一分銀への転換ということ、そのことを阻止する要因でもあった。さらに外国の売込商人が、同種同量通用の困難からまぬがれ、金貨入手ないし商品入手の必要上一分銀を入手するため、その輸出（わが国にとっての輸入）対価の支払に洋銀を忌否し、一分銀を要求したことも、この阻止的要因をさらに強化するものであった。洋銀は国内において流通を阻止されたのみか、貿易通貨としても外国商人に受領されないならば、洋銀から一分銀への転換が阻害されるのは当然であったろう。したがって、洋銀から一分銀への転換は条約規定通りの公定相場ではとうてい、行われず、はるかにそれを下廻る相場においてのみ交換されたのである。開港当時、洋銀一ドルの相場はわずかに一分、それも決して喜んで交換されえなかつたといわれる（石井孝「幕末開港と外貨通用問題（上）」『歴史学研究』第十一卷三号、なお洋銀相場については後述する）。

このことは幕府が当初同種同量交換規定をできるだけ回避し、その交換を極度に制限し延引したことによって強化された。もし同種同量交換規定が、即時、円滑に行われるとすれば、洋銀の一分銀への両替要求が、幕府の鑄造能力に適應するかぎり、洋銀の一分銀に対する割引を許容するものではなく、またその保証さえ、確固たるものであれば、同種同量通用そのことも、少くとも開港場においては可能であつたにちがいない。

このような投機的運動への阻止的要因（それは同時に貿易に対する阻止的要因でもあった）を打破し、洋銀から一分銀への転換、つまり同種同量交換の遂行を強制したものはオールコック、ハリスに代表される、イギリス、アメリカを中心とする外国の圧力であった。かれらは洋銀不流通・洋銀下落をもつて貿易に対する阻止的要因と考え、条約の履行を幕府に要求し、その結果、開港後二カ月を経た八月にいたつて、洋銀交換高は一日、一分銀一万六千個（四千両）とされるにいたつた。十一月に入り、この額はさらに二万二千四百個に増額された。（石井、同上論文（七））

諸外国が洋銀の交換を要求したことは、かれらが、内外金銀比価格差を利用する投機取引を肯定していたことを意味するのではない。かれらがかかる貨幣⇌投機取引に対して批判的であつた。かれらはこのような投機取引によつて正常な貿易が阻害されることを指摘し、かつそのための適切な幕府の処置、つまり金銀比価の改定を示唆し、その実行を幕府に迫つたのである。たとえばオールコックは外相ラッセル宛の報告の中で「日本貨幣輸出に於ける大なる取引によつて貿易の正常な目的たるべき産物の交換が大なる害を受けるであらうことは疑を容れない」（Alcock to Lord J. Russell, Sept. 7, 1853 石井前掲幕末開港と金貨流出問題上）とのべ、また利那的な利益のみを念頭におき、条約または未来の結果を顧慮しない投機的商人の行為が、日本と西洋諸国間の貿易を、永久的な、繁栄する、相互に利益ある基礎の上に据える努力に欠け、最も重大な困難をつくり出すことを指摘し、少数の個人が自己の利益を追求することによつて国交を危からしめ、国民の永久的利益を損するのを防止することこそ、外国代表の職務である（石井同上論文）とさえ論じている。アープスノットもまた、これらの貨幣⇌投機取引に従事する商業資本（問屋・仲買資本）——東洋における交易はこれら資本によつて運営されていた——の利潤追求がイギリス産業資本の利益と無縁のものであり、（高橋前掲論文上）またそれによつて生じた日本の敵愾心の除去、通商関係の確保こ

そ、日本人の社会的慣習に大なる変化をあたえ、利益の産業資本への流入をもたらしかつ通商関係の発展の最大の障害たる封建的支配階級の独占的特権をさそらくその根柢からゆり動かすであらうとのべている。(高橋前掲論文中史学十七卷三号、なお R. Alcock, *Capital of the Tycoon* vol. II p. 350) このように、外国使臣團が、投機取引に批判的であり、通商関係の発展、確保に力点を置くものであったことは、かれらが爛熟期イギリス資本一般の、また発展期におけるアメリカ資本一般の忠実な代言者たることを示す意味において、興味深い。

しかし、このことは他面において、まさにこのかれらによる同種同量交換の強制・確保が、たとえかれらの意図は、投機的資本のための金貨獲得を目的とするものごなかつたとしても、結果的には投機的資本の循環のための道を清掃するものであったことを否定するものでは決してない。またかれらが、この同種同量交換の確保によって、国内における洋銀流通、つまり外国通貨の内地通用という、植民地的貨幣体制の樹立に専心したという事実が否定されるものでは決してない。もとより、かれらにあっては、この国内流通自体も最初から正常な行爲として是認されていたわけではない(たとえば下田条約の貨幣条項を見よ。なお Alcock, *op. cit.*, vol. II p. 350)。しかし洋銀交換の障害、洋銀減価による貿易の阻害という事実のまゝに、かれらは洋銀の国内通用に極力努力したのであり、(これについてはのちにふれる)そのかぎり、事態の客観的評価は変らないだろう。なぜなら外国通貨の内地通用なる事態は、そのものとしては本来投機取引と無縁であり、むしろ先進國資本の進出・貿易の発展にとって不平等条約と同じく有利な要素であったからだ。

八月(安政六年)における一日の洋銀交換高一分銀一万六千個替の確定によって、投機資本はこのルートに殺到したことはあらためてのべるまでもないだろう。引換額はたちまち規定引換高を突破し、その額は一層増加の傾向

をもつた。幕府の鑄造能力はこの強烈な需要を満たすには余りにも小さかった。否、同種同量の、改鑄費用もなく、鑄造期間もない即時交換という、この世界に類をみないシステムの前には、おそらく、当時いかなるヨーロッパ諸国の鑄造能力をもつてしても、困難であつただろう。

十月十七日における江戸城本丸炎上を理由とする内外貨交換の一時的停止をえて、十一月にいたり、交換額は一日一分銀二万二千四百個に増額され、さらにそれでも不足で、十二月下旬にいたつて、洋銀に三分通用の刻印を押す処置をとるにいたるのである。

八月における洋銀交換高の増額の決定は、同時にこれに対応すべき一分銀の改鑄、すなわち、従来の一分銀にかわつて洋銀改鑄による新一分銀所謂「ド銀鑄造の決定をとまなうものであつたが、(この新一分銀四個と正字金一兩の等価関係からみちびかれる金銀比価一対五・一三七、4)なお新一分銀の場合その五個が保字金一兩一古一分銀四個と等価関係におかれる)以後十一月の洋銀三分刻印にいたるまで、それらすべての幕府側の処置は、オールコック、ハリスの指導、示唆にもとづくものであつたことは注目すべきであらう。(これについてはのちにふれる)

ところで、この洋銀から一分銀への転換の確保、投機資本循環の橋頭堡の確保(それは同時に洋銀流入、金貨流出の激化を意味する)は貨幣取引の面にいかなる影響をもたらしたか。この局面に目を転じてみよう。

洋銀一一分銀への転換はつぎの経路、つまり一分銀一金貨への経路と結合しなければならぬ。この場合一兩一一分銀四個の関係は老大な一分銀による小判への強烈な需要によつて守られなくなったことは当然のことであつた。すでにこの傾向は開港直前よりはしまつていた。5日本の商人達が、このことをすてに見越して小判の買取りに動いたからである。(遠藤佐々喜、「幕末幣制改革の批判と当時の金貨濫出の疑問」社会経済史学第一卷一号、なお石井前掲論文上)

交換増加による金貨需要が増加するにつれて両者のひらきが拡大したことは見易いところであろう。ハリスは安政六年十一月当時、神奈川において一両が一分銀八個であり、一両は中国までもってゆくと一分銀十二個相当の価に通用するとのべている(石井前掲論文上)。また当時の江戸町奉行浅野長祚(梅堂)も安政六年保字小判は公定では一分直増通用(正字金に対し)を命ぜられた(つまり一両一分通用)けれども、商賈次第に買い上げて二両二、三分にも至り(一分銀十〜十一個)、その冬から翌春まで豪商が諸国田舎の隅々まで人を遣つて金を買いあさつたとのべている(遠藤 菲末における金貨流出問題の再検討(一) 史学雑誌四二編七号)。

それゆゑ金貨騰貴の過程は同時に金銀比価格差||投機利潤の狭隘化||縮少をいみするものであった。そして、この金貨対銀貨需給からくる比価格差の縮少という過程が、同時に一分銀の定位貨幣たる性格の否定であったことは重要である。補助貨が、補助貨として実質価値よりも高い名目価値を保持しうるのは、それが発行額を制限され、同時に兌換および支払額に限定を設けられることによるものであることはあらためて指摘するまでもないだろう。同種同量交換||自由铸造規定は一分銀の定位貨幣||補助貨たることの法制的破壊(同時に投機取引の出発点||前掲)をいみするものであったが(同種同量通用規定についても同じことがあてはまる)、それは、いまやこの洋銀||一分銀への転換の過程のなかにおいて実現されつつあった。一分銀はこのようにして補助貨(も)とも当時本位貨の決定もなく、補助貨といつても、兌換の支払額限定制度もなく、発行額そのものも、明確な制限制度をもつていたわけでもなく、したがって近代的な意味における補助貨とはもとよりことなることはいふまでもないが)たることをやめて、現実的には実体貨幣の地位に、つまり名目価値における流通から実質価値における流通に、自己を低下せしめつつあったのである。定位銀貨の実体貨幣化(も)とも実体貨幣化といつても、一分銀は地金価値プラス造幣費用よりも高い、鑄貨価値を依然もつものであった。

この点についてはのちにふれる)は当然秤量貨幣たる小額銀貨にも影響せざるをえなかつたことも、当然であつた。金銀相場の小判建から有合建への変化(注⑤参照)に加えて、安政六年末の丁銀悪鋳はこの事態を物語るものであろう。(この安政丁銀とのちの万延小判との間の法定金銀比価は一对十五・五八とほぼ国際比価に適応している。なお万延小判と新一分銀との間の金銀比価は一对十五・〇七で、両者ほぼ均衡した体系におかれることになる。)

以上が、投機取引によつてもたらされた、金貨騰貴なる事態のメタルの表裏である。そしてまたこの過程の中で、金銀比価の国際比価への均衡化―調整過程が進行しつゝあつたのである。

国際比価にしたがえば小判一両(保字判の場合)はほぼ四ドル(洋銀)―古一分銀十二個であつたから(高橋前掲論文上、なお新一分銀の場合なら十二・三個、石井前掲論文下、歴史地理七十六卷六号)それが国内で八個と交換されたということは、外商の利益がもはや百ないし二百パーセントでなく、金貨輸送、保管、取扱費用などの貨幣取扱手数料を除外しても、五〇パーセントに低下したとあり、国内の金銀比価がほぼ一对五から一对十に強制的にさや寄せられたということになる。(前記した町奉行の記述によれば一層さや寄せは強化される)

一方、流出―輸出金貨の銀貨つまり洋銀への転換も、急激な金貨から洋銀への需要増加によつて、当時の金貨―洋銀への主たる転換―阿替市場であつた中国において、洋銀騰貴となつて現われた。安政六年十二月末のオールコックの報告によれば上海での小判相場は保字小判の場合について、一両は二・五く二・七五ドル、正字小判の場合二・五ドルという数字をあげている(石井前掲論文上)。もしこの数字が正確であるとすれば、(国内での相場が保字判一両―八分銀―二・六ドルであれば)このことはもはや投機取引が上海市場に関するかぎり、ほとんど何らの利益ももたらさなくなつたこと(むしろマイナス)を意味するだらう。

万延元年（一八六〇）一月に布告され二月より実施された幣制改革は金銀比価をほぼ国際比価に合致させ、わが国幣制を国際比価に適應する体系に移行させる端初をなすものであるが、そのことは、すでにこのような貨幣 \parallel 投機取引 \parallel それ自体の中で準備されたものの事後的確認 \parallel 法制的確認にすぎなかったといえよう。

ところで、以上の洋銀流入 \parallel 金貨流出の経路、比価変動に関する考察は、いまひとつの銀流入によって引き起された問題についての考察によって補足されるべきであろう。しかもそれはほとんどすべて史家によって見落された銅貨に関するものである。洋銀一ドル \parallel 三分替 \parallel ということは、一分はほぼ銅貨千六百個（文）に相当していたから一ドル \parallel 四千八百個（文）を意味するものであった。ところが当時中国では洋銀一ドルは日本銅貨に比してはるかに悪質な中国銅錢一二〇〇個内外に等しかった。（Alcock, *op. cit.*, vol. I p. 147. vol. II p. 348. なおペリー来航当時一ドル \parallel 銅錢二二〇個替の取極をおこなったのは明らかにこの中国での相場を基準としたものである。のち安政元年五月には前にのべたように一ドル \parallel 十六匁 \parallel 錢一六〇文 \parallel 一分（十五匁）となる。これは錢による交換からくる錢貨の払底をおそれ、一ドルを一分に対応させるため洋銀一個の錢相場を一分の錢相場にさや寄せさせるための措置と思われる。この場合幕府はアメリカ側のドルは本質的に一分銀三個の価値があるがゆえ三倍の値をもたねばならないという主張に対し、一分銀が実質価値以上の価値をもち、またドルは中国錢千二百五十個に等しいのであるから錢千六百個に評価されることに反対する理由はない、しかも日本の錢は中国錢よりも良質なのであると応酬している。高橋前掲論文中）

かくして、洋銀 \downarrow 一分銀 \downarrow 銅貨を通ずる投機取引も当然遂行される余地をもっていたのである。（Alcock, *op. cit.*, vol. I p. 147.）もちろん、安政条約はすでにこのことを予想し、金銀の輸出を許容する反面、銅貨の輸出を禁じ、銅製品の輸出にも制限をおくことを忘れてはいなかった。しかし、幕府が統制下におき、自由売買を禁じた銅の輸出

を禁止しえなかつたように（石井孝 幕末貿易史の研究八六ページ）銅貨の輸出もまたこれを完全に禁止しえなかつたのである。もちろん、この方法による投機は最初からはげしく行われたものではないだろう。金貨輸出を通ずるルートが十分の利益をあげる以上、条約事項に違反し、しかもはるかにその購入、輸送、保管など貨幣取扱手数料のかさばる銅による方法を選択する必要はなかつたからである。しかし金貨輸出による方法が利益をあげえなくなるにつれて、この方法を選択するにいたつたことは当然であつた。（銅小銭の開港以後における輸出激増についてたとえば、旧金匱人佐藤忠三郎、旧貨幣表附記 三井高維編述新編西暦年代記関鍵巻二考証篇所取同書七九三ページ参照）この傾向は安政末年にいたつて一層のはげしさを加えたと思われる（石井前掲書八七ページなお一〇〇ページ注六参照）。

このことは当然銀銅比価の変化、つまり銀下落を結果するものであつた。幕府による銅貨の引上げ、鉄貨との引換、鉄貨鑄造の増加などの一連の処置はこの銅流出傾向を中和せんとする試みであり、それはさらに万延元年の幣制改革とともに一層強化されるのであるが、このこともまた銀銅比価の投機取引を媒介とする國際的平準化作用のもたらした結果であつた。

なお、銀貨流出について、一言しておこう。安政六年八月オールコックは前記ラッセル宛の報告の中で現在金貨輸出は百パーセントの利益をえ、銀貨輸出の方は六ないし七パーセントの利益をえていると述べている。この銀貨は古一分銀をさしている。（前節にのべたように洋銀と一分銀の同種同量交換自体において八一九パーセントの利益がみこまれていた）古一分銀の改鑄つまりすでにのべた洋銀改鑄による新一分銀の鑄造によつて、新一分銀に関するかぎり銀貨輸出は何ら利益を生むものではなかつた。古一分銀の輸出がどれ程の規模で行われたかは不明であるが、七パーセントの利幅からして大規模なものではなかつただろう。少くとも十一月には五〇パーセントの利益をおさめた金貨

輸出に熱中したてあろうし、十二月に入つて金貨輸出の利益が消滅し、かつ洋銀と引換に幕府から直接交換した一分銀の一部が幕府鑄造能力の不足によつて古一分銀で支払われたと考へても、下旬には改三分刻印通用となるのであるから、それほど大規模なものであつたとは考へられない。また市場で古一分銀の買集めに熱中するには利幅が余りにも少く、またもしそれが行われるとすればそれはただちに利幅の減少、消滅を結果したであらう。

以上のようにしてアープスノットのいつた「日本以外のいかなる国においても維持しえない」(高橋前掲論文上)「日本におけるような鎖国状態の期間においてのみ可能」(高橋前掲論文下 史学十八巻一号)であつた日本通貨の変態性・特異性は、開国つまり世界市場との接触・安政条約にもとづく同種同量交換規定による洋銀流入を媒介として、金・銀・銅比価の國際的平準化作用をうけ、急速に實質的な変革を強制されたのである。

この事例は封鎖的封建国家の内部に存在する比価關係が、生産条件の変化なくして、ただ世界市場との接触によつて、しかも不当なる貨幣条項の存在を媒介として変革された一つの典型的例証をあたえるものであらう。

- (1) ジェボンスはこの幕末日本の洋銀流入・金貨流出を「グレシャムの法則」の行われた最も極端な例 (the most extreme instance) の一例として (W. S. Jevons, *Money and Mechanism of Exchange*, 1875, 11th ed. 1896, p. 84) 述べ、洋銀が定位貨幣たる一分銀とその金属重量において等しいといふ關係がなければ、つまり洋銀が地金として評価されたとすれば、この「極端な例」は存在しなかつたであらう。「極端なる事例」はジェボンスの考へるように法則の発現そのものによつて行われたのではなく、その発現を強制した外国の圧力——不当なる条約条項の履行強制によつて生じた(山崎覚次郎「貨幣銀行問題」(第七篇第四節参照)。なおこの点に關し、明治二六年に、池部駒男氏がわが国の金流出は一對五と一對十五との格差關係において生じたものでなく、はじめから市場比価一對十と一對十五との格差關係において生じたといふ注目すべき見解をのべておられる(岡氏「安政ノ貨幣事情」—金貨論出ニ關スル謬論ヲ辨ス—國家学会雜誌七卷七八・七九・八二号)。しかしこのことは事實に反する。少くとも安政六年十二月以前においては小判は一分銀六ないし八個と引換えられたのであり、

オールドコックも最小限百パーセントの利益をあげたとのべているところ(前述)からしても、比価の調整は投機取引の激化に誘われて行われたと考える方が妥当であろう。そうでなければ最も極端なる事象となるまでに投機取引は行われなかった筈である。

(2) 貨幣量目の精密であることは大阪造幣局試金部長であった甲賀宜政博士を驚嘆せしめたと遠藤佐々喜氏は指摘している。

(同氏前掲論文(一)史学雑誌四十二編六号)しかしこのことはわが国の造幣技術がメキシコドルよりすぐれていたといふことをいみするものでは決してない。

(3) この点につき、アープヌノットは英国外交団の立場を擁護してつぎのようにいつている。「さり乍ら英国公使及領事は実際に於て非常に困難な立場におかれていた。彼等は英国商人の利益のために条約の原則を主張すべく余儀なくされて居った。そして彼等は良心に於いては等しく日本人をこの隣国から保護する義務があつた。」(高橋、前掲論文上)この弁明は共犯をとわれた警官の立場に類似している。

(4) この比価算定は前に保字金(判)と古一分銀との比価算定(一対四・六五以下切替)と共にわたくしが金貨については明治一六年貨幣制度調査会報告所載慶長六年以降本邦金銀価格比較表により、定位銀貨は大阪造幣局技師甲賀宜政調査徳川氏貨幣一覧表(前掲両替年代記関係巻一所収)にもとづいて算定せるものである。山口茂教授も全く同じ分析表にもとづいて比価算定を行つておられるが若干異なる(一対五・一三三)。前記保字金の場合、教授においては「一対四・六六九となつている。この場合まだ差異は少ないが教授計算の元文判と南銀二朱銀からの比例算定は「一対七・九八八、わたくしが計算すると「一対八・八九となる。文政判と文政南銀二朱銀の場合、教授においては「四・七九八、わたくしの場合「七・三七六となる。教授の計算とわたくしの計算が一致するのは正字判と新二朱銀の場合のみである。この場合兩者とも「一対十七・二〇四となる。(山口茂「貨幣制度における東洋的性格」、東亜経済研究年報第一輯)また石井孝教授は金貨銀貨とも上記徳川氏貨幣一覧表によつて元文判・南銀二朱銀の場合八・九、文政判の場合七・五八、保字判(天保判)の場合五・〇七とされる(石井前掲論文「社会経済史学十八巻四号」)。ただしこの場合も石井教授と同じ資料によつてわたくしが計算すると、それぞれ八・八二、七・三四、四・六三となる。なお一言蛇足を加えるならば、山口教授は同論文において(なおこの論文は新著、国際金融にそのまゝ収録されている)金銀比価の算定を金貨と丁銀からも算出しておられる。その基礎資料は前記調査会報告所載慶長六年以降本邦金銀比較表(明治前期財政経済史料集成第十二巻所収)によるものであるが、この金銀比価算出にいたつては疑問なきをえない。例えば天保判一両

と天保丁銀から算出された比価は「対三九・〇四(法定比価)」とされているが、わたくしの計算では貨幣制度調査会報告記載の比価「対八・五七(法定比価)」に一致する。大体常識からいって安政五年に到るまで金銀比価は「対十」といわれたのであるから教授の計算はいかなる様式によるものであるか、誤解に苦しむ。これなら金の流入が起るはずである。このことは丁銀と金貨よりされる教授の比価計算のすべてについていえる。なおこれらの山口教授の比価算定が岡田俊平教授の近著『明治前期の正貨政策』においてそのまま是認・踏襲されていることをつけ加えておく。

- (5) たとえば、江戸では安政五年の秋頃から元年の存にかけて小判を買う人が多くなり、小判が払底したため、六年五月二四日より金銀相場の直建(小判建)を所謂「有合建」(つまり小判のかわりに有り合の他の金貨たとえば二分判、二米金などをもつて相場の直建とすること)に変えることになった点にもあらわれている。(遠藤前掲論文 社会経済史学一卷一号なお石井前掲論文 歴史地理七六卷五号参照)

- (6) なおこの点につき山口和雄教授は「万延以降は一分銀の流出が盛んであったものごとく大隈侯八十五年史(巻一、一八三ページ)によれば一分銀は流出して内地市場に払底し、民間では見慣れぬ外国貨幣の流通を好まぬため、一分銀の市価は非常に騰貴し、慶応末年には洋銀百個を以って一分銀二百個にしか交換出来ぬこととなったという」(同氏 幕末貿易史、一三二ページ)とのべられているが、万延以後銀の流出があるというのは当時の洋銀相場(後述)から考えて疑問であり、また慶応末年では貿易の入超への転化とともに洋銀百個は大体一分銀三四五個位になっている(後述)からこの点も全く誤っているとされる。もっとも銀貨輸出についてはこのほか論理的には一分銀→丁銀(この場合金貨との夫々の関係(比価関係)から考えて大体二倍の銀量を獲得できることになる)のルートが考えられるが、これに関する記録はない。これはおそらく一分銀の流通が支配的となり、銀目(丁銀)が計算貨幣として名目的に使用される事態が進行していたからと思われる。(秤量貨幣の名目化についてたとえば遠藤前掲論文 社会経済史学一卷一号、なお、世外候事歴維新財政談上四二一四五ページ参照)またオールコックの記述に一分銀でもって二倍の量の銀を支配できるとあるから(高橋前掲論文上)、この点から一分銀による加工銀の獲得→輸出というコースもあつたかもしれない。しかしこのような取引が大規模に行われると考えることはできないし、また事実、そのような指摘も、私のしるかぎり存在しない。